

2021 年 3 月 29 日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会 長 一 戸 隆 男

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった
技能実習生等に対する雇用維持支援について（再度のご案内）

（新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.61）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

昨年より標記措置をご案内しておりますが、出入国管理庁では、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の日本での雇用を維持するため、特定産業分野（特定技能制度 14 分野。ビルク含む）における再就職の支援、及び在留資格「特定活動」を付与するなどの支援を行っております。

このたび、本措置で特定活動として 1 年在留した者であっても、帰国が困難な状況にある場合は特定活動の更新を 6 カ月の範囲で許可することになりましたのでお知らせいたします。

敬具

記

【今回の変更点（令和 3 年 3 月 26 日）以降】

（変更前）「特定活動（最大 1 年）」の在留資格が付与

（変更後）本措置で 1 年在留した者であっても、「帰国が困難な状況」にある場合には
「特定活動」の更新を「6 月」の範囲で許可する

【添付文書一覧】

法務省 HP http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について（令和 3 年 3 月 26 日一部変更）
- ・ 同 概要図
- ・ 解雇等された外国人の方への就労継続支援のご案内（リーフレット）

以上

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 下平智子

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 t_simo@j-bma.or.jp

令和 2 年 4 月 17 日

令和 2 年 9 月 7 日一部変更

令和 2 年 11 月 26 日一部変更

令和 3 年 3 月 26 日一部変更

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、「特定活動」の在留資格を許可し、外国人に対する本邦での雇用を維持するための支援を行うこととしました。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人のほか、例えば、「技術・人文知識・国際業務」や「技能」などの就労目的の在留資格で就労していたが雇い止めになった外国人や、就労予定だったが採用内定取消になった又は教育機関の所定の課程を修了した外国人留学生なども対象となります。

また、令和2年9月7日以降は、予定されていた技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて、帰国便の確保や本国国内の居住地への帰宅が困難と認められる方についても対象としました。

※詳細については、最寄りの地方出入国在留管理局へお問合せ願います。

※新たな受入れ機関との雇用契約の成立後、「特定活動」への在留資格変更許可申請を行うことが必要です。

※特定技能の業務に必要な技能を身に付けるために在留の継続を希望する方に限ります。

【再就職のための支援を希望する場合】

上記対象者のうち、再就職のための支援を希望する場合は、出入国在留管理庁に対し、「個人情報の取扱いに関する同意書」（本ホームページ内に掲載）を提出することにより、希望する特定産業分野の企業等での新たな再就職のための支援を受けることができます。

具体的には、出入国在留管理庁において、「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載された外国人の情報を関係省庁や都道府県等の関係機関に提供し、その結果、希望する特定産業分野の中で、求人中かつ採用の意思がある企業等があった場合、当該企業、職業紹介機関等から当該同意書に記載された連絡先へ連絡が入り、再就職が実現する可能性があります。

※支援の流れについては、本ホームページに添付の「概要」資料の「雇用維持支援のイメージ」を参照してください。

※現在の在留資格によって同意書の提出先が異なります。詳細は本ホームページ内の
「『個人情報の取扱いに関する同意書』の提出について」を確認してください。

【再就職のための支援を希望しない場合】

上記対象者のうち、再就職のための支援を受けることなく自ら就職活動を行い、特定産業分野（14分野）の企業等に係る新たな再就職先を見つけていただいても差し支えありません。

【付与される在留資格・期間】

特定活動（就労可）・最大1年

※ ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い帰国が困難な方については、6月の範囲で在留期間の更新が可能です。

【行うことができる活動】

受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける活動

具体的には以下のような活動が指定されることとなります。

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項下欄第1号ハに規定する技能（試験により証明されるものに限る。）を修得するため、下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の業務に従事する活動

記

機関名 〇〇〇株式会社

（本店所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号）

【要件】

- ア 申請人が本特例措置により従事しようとする業務に係る報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること
- イ 申請人が、受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること（希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る。）

なお、製造業3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）については、国内において、申請人が製造業各分野で対象となっている業務区分（職種）で勤務・実習中に解雇されたものに限られる。
- ウ 受入れ機関が、申請人が特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける希望があることを理解した上で、申請人の雇用を希望するものであること
- エ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること（在留外国人（就労資格に限られず、資格外活動許可を受けた者も含む。）を雇用した実績若しくは、受入れ機関において申請人の雇用管理を担当する役職員が過去に在留外国人の雇用管理に従事した経験又は、受入れ機関が、外国人の受入れに関して管理又は支援を適正に行うことができる機関（監理団体又は登録支援機関）による適切な指導・助言の下で申請人の受入れを行うこと、出入国・労働関係法令の遵守等）
- オ 受入れ機関が、申請人に対して特定技能に移行するために必要な技能等を身に付けることなどについて指導、助言等を行うことのほか、在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を行う担当者を確保して適切に行うことが見込まれること
（注）支援については、例えば、受入れ機関が雇用する申請人が従前に所属していた監理団体や、特定技能へ移行する際に支援を委託する予定の登録支援機関において実施することも差し支えない。
- カ 受入れ機関が、申請人を受け入れることが困難となった場合には地方出入国在留管理局に速やかに報告することとしていること

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、採用内定を取り消された留学生等に加え、技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生の本邦での継続した就労を可能とするため、一定の要件の下、特定産業分野において在留資格「特定活動」を付与するとともに、自力で再就職先を探すことが困難な外国人に対しては、関係省庁と連携し、再就職のためのマッチング支援を行うことにより、本邦での雇用維持をパッケージで支援する。

在留資格上の措置

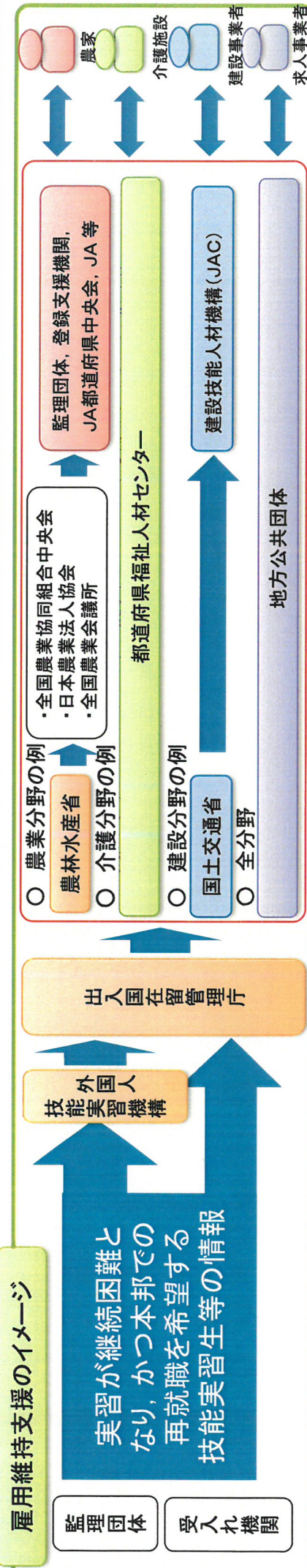
- 在留資格「特定活動(就労可)」
- 在留期間 最大 1年(※)
- ※**帰国が困難な場合には6月の範囲で更新が可能**
- 要件・就労先が特定技能制度における特定産業分野に該当していること
 - ・申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること 等

支援の概要

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。

令和2年9月1日からは、**外国人在留支援センター(FRESC)**において、**新型コロナウイルス感染症の影響で問題を抱える外国人**からの相談にフリーダイヤルで対応しており、本件マッチングに必要な書類作成に係るサポートも行っている。

雇用維持支援のイメージ





解雇等された外国人の方への就労継続支援のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生などの外国人労働者の方々が、再就職し、就労が継続できるよう、当面の間の特例措置として、**最大1年間の「特定活動（就労可）」の在留資格を許可**することとしています。

※本措置で1年間在留した方であっても、帰国が困難な場合には、6月の範囲で在留期間の更新が可能です。

対象者

以下の方々と、**転職・就職先と雇用契約を結ばれた方（注）**

- 解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
- 解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者
（在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等）
- 採用内定を取り消された留学生
- 技能実習を修了し、帰国が困難となった方 など



（注）特定産業分野において就労し、特定技能の業務に必要な技能を身に付けるために在留の継続を希望する方に限ります。

申請手続

外国人の方の住居地を管轄する地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を申請してください。

上記の対象となる方のうち、**転職・就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートによる求人事業者とのマッチング支援を受けることができます。**



お問い合わせは最寄りの地方出入国在留管理局・出張所まで

連絡先一覧 <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>



マッチング支援の流れ

STEP 1

氏名、連絡先、希望する分野（特定産業分野）などの必要事項を「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載し、提出してください（注）。

（注）「特定技能」の場合は地方出入国在留管理局に、その他の在留資格の方は、出入国在留管理庁に提出してください。

「個人情報の取扱いに関する同意書」→



STEP 2

出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じ職業紹介機関に提供

STEP 3

職業紹介機関による転職・就職先企業とのマッチングの実施

STEP 4

転職・就職先企業との雇用契約の締結



STEP 5

地方出入国在留管理局・出張所に「特定活動（就労可）」への在留資格変更の申請、許可